

仮設トイレ設置運営業務

1. 業務名称

高知龍馬マラソン2027仮設トイレ設置運営業務

2. 仮設トイレについて

区分	和式便器・洋式便器 (選手待機位置及びコース上)	身体障害者用便器 (ファンラン会場周辺)
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水洗（汲み取り式） ・ポンプ式 ・完全個室型（施錠有） 	・特に仕様については、指定なし
用途	大小兼用	—
ポンプ排出量※	250 cc	—
水タンク容量※	70 L	—
便タンク容量※	370 L	—

※の内容については、目安であるので、この数値でなくとも構わないが、同程度の能力を有するものであること。

3. 仮設トイレの設置及び撤去時間の目安について

(1) 設置時間

仮設トイレの設置については、各設置場所の状況を考慮したうえで、基本的に大会前日中に行うこと。

(2) 撤去時間

仮設トイレのコース上の撤収については、交通規制が解除された地点から順次、速やかに行っていくこと。

4. 履行場所および基数

設置箇所	設置数
選手待機位置 10 カ所	220 基程度（手洗い基 20 機程度）
コース上 30 カ所	230 基程度
臨時駐車場及び花海道シヤトルバス発着所等	計 8 基程度
ファンラン会場周辺	5 基程度 ※身体障害者用
合計	463 基程度

5. 委託業務内容

仮設トイレの設営等に関する業務一式

- (1) 仮設トイレ設営計画に基づいたトイレの設置及び撤収。
- (2) トイレトーパーやハンドアルコールなど手洗いに必要な消耗品等の手配（支払い含む）及び配置。
- (3) トイレ内に洗浄水の使いすぎの防止や詰まりの原因となる事柄について注意喚起のための張り紙をすること。
- (4) 仮設トイレ設置計画書の作成
エリアごとの配置図、基数及び設営から撤収までの業務内容及び設置・撤収時間を明確にした設営計画書を作成すること。
なお、仮設トイレ設置計画書の作成及び委託業務の実施に当たっては、内容を十分に確認し、関係各所への申請が行えるものとする。また、警察署等関係機関との協議を十分行うものとする。
- (5) 使用許可の申請に関する業務
道路等の使用許可に関する以下の業務を行うこと。
 - ①申請書類の作成
 - ②関係機関との協議及び調整
- (6) 業務全体の円滑な遂行。
- (7) 安全面に考慮した設置及び撤収（設置の際は転倒防止措置を講ずること）。
- (8) 設置時には給水を済ませ、すぐに使用できるように準備すること。
- (9) 汲み取り業者との連絡調整（汲み取りに係る経費は実費とし、大会終了後、委託者が汲み取り業者に支払う）。※汲み取りに係る経費は委託金額に含まない
- (10) 作業実施において、設置場所への汚損、損傷等があった場合は、受託者の責において処置及び現状回復後に必要な費用を負担することとし、委託者へ報告すること。
- (11) その他、仮設トイレ等設営に関し必要な業務。

6. 留意事項等

- (1) 指示系統が明確であり、緊急の事態等に素早い対応ができること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、委託者と綿密な情報交換を行うとともに、委託者の指示に従うこと。
- (3) 仮設トイレの管理を徹底すること（鍵の開閉等）。
- (4) 業務実施中、設営に関する苦情等の事案が発生した場合は、適切に対応すること。
また、対応が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、対応方針指示を受け、対応すること。
- (5) 本業務は本仕様に基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項又は同内容を変更して実施する場合は、委託者と協議のうえ実施すること。
- (6) 事業完了時には業務上の課題の把握及び改善点を実績報告にて報告すること。

7. その他

- (1) 参加定員に対して大きく増減がある場合など、状況により契約内容の変更を行う場合がある。
- (2) 上記委託業務の実施に当たっては、高知龍馬マラソン実行委員会事務局の指示に従うこと。